

産 商 商 第 8 0 号

平成 1 4 年 8 月 2 0 日

株式会社マツモト

代表取締役社長 松本 隆文 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について

平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知しますので、当該意見について検討の上、変更の届出又は変更しない旨の通知を行って下さい。

なお、当該意見が適正に反映されず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、法第 9 条第 1 項により勧告することがあります。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン竹田店（仮称）

京都市伏見区竹田中島町 1 0 0 ほか 8 筆

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 1 1 年通商産業省告示第 3 7 5 号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、隣接地に建設中の大規模小売店舗（ホームセンター）の交通面での影響を踏まえた配慮が必要であると判断する。

3 付帯意見

駐車場への左折入場、左折退場の徹底、2 階駐車場への車両の円滑な入庫、店舗前面道路での入庫待ち車両による渋滞の発生防止及び歩行者の安全にも十分配慮されることが望まれる。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設の建設予定地は、北側が午前7時から午後7時までの12時間の自動車類の交通量が平日14,549台、休日8,366台、（平成11年度道路交通センサス、観測地点番号6052、伏見区竹田向代町）である府道中山稻荷線に面しており、都市計画上の準工業地域に立地している。

当該予定地の周辺は北側は府道中山稻荷線を隔てて空地、店舗、住宅、共同住宅、西側は共同住宅、駐車場として利用されており、大規模小売店舗（ホームセンター）の建設が予定されている。南側は道路を隔てて農地、共同住宅、住宅として利用されており、さらに東側は河川（東高瀬川）を隔てて空地、店舗、住宅、共同住宅として利用されている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、府道中山稻荷線の交通状況の把握や混雑回避の対処方法の検討の有無、隣接して出店予定の大規模小売店舗の来客車両も考慮された計画であるかの懸念などの意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は、府道中山稻荷線の一層の混雑などを懸念する意見の1件であった。

意見の概要については、以下のとおりである。

- ・ 現在、府道中山稻荷線は、朝夕、バイパス的に利用され混雑しており、これ以上の混雑は緊急時の車両通行に支障をきたす恐れがあり、対策を講じるよう要望する。
- ・ 付近には既にスーパーが何店も存在しており、この地域での新たなスーパー出店は必要ない。

4 市の見解

指針を踏まえ、今回の出店計画を検討した。

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数以上を確保の上、来店客車両予測に基づく最大駐車台数を上回る台数は確保されている。

しかし、店舗前面道路である府道中山稻荷線は交通が多く、混雑が見られるため、交通量予測、駐車場出口の位置及び出口での車両誘導については、隣接地に建設中の大規模小売店舗（ホームセンター）の影響を踏まえた配慮が必要であると判断する。

なお、駐車場への左折入場、左折退場の徹底、2階駐車場への円滑な入庫、店舗前面道路での入庫待ち車両による渋滞の発生防止、歩行者の安全にも十分配慮されることが望まれる。

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されている。

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画、車両経路等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活及び事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

騒音については、計画地及びその周辺は、準工業地域及び準住居地域であり、騒音についての環境基準の基準値は昼間60dBまたは55dBである。等価騒音レベルの予測においては、昼間の基準値を下回っていた。その他騒音対策についても検討した結果、周辺の地域の生活環境保持のため、適正な配慮がなされていると判断される。

廃棄物等保管施設については、指針に基づく予測による、必要な保管容量が確保されており、その他、施設配置、処理・運搬計画に関しても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。